



消費生活センターからのお知らせ

「暮らしに役立つ消費者力アップ講座(基礎編)」の日程が決まりました!!



暮らしの中から身近なテーマを取り上げ、消費生活に関するトラブル事例と対処法や、より心豊かに暮らすヒントが詰まった充実の内容です。毎回各分野で活躍中の専門家から学びます。ご自身に役立つと同時に、ご家族や友人など周囲の方の見守りにも役立てていただけます。ぜひこの機会にご参加ください。



昨年の講座の様子

前期申込みは4月25日から、電話・ファックス・電子申請で受付を開始します。

今年度は前期4回(基礎編)、後期4回(応用編)のそれぞれ4回の連続講座で開催する予定です。各期ごとに修了証を交付、前期のみ、後期のみの受講も可能です。

前期

No.	日程	講座内容	No.	日程	講座内容
1	6月4日	最近の相談事例と悪質商法の対処法	3	6月18日	ネットで快適!活用術
2	6月11日	これだけは知っておきたい食品の話	4	6月25日	今知っておきたい金融の基礎知識

【日時】前期はいずれも火曜日 午前10時から正午

【会場】目黒区消費生活センター 3階研修室
(目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内)

【対象】区内在住・在勤・在学者で、定員45人

【費用】無料
※後期の詳細は7月中旬からご案内します。



はい 消費生活相談です

引越をキャンセルしたのに、段ボールの引き取りは無料じゃないの?

Q 引越会社に見積りを依頼し、その場で契約して段ボールを受け取った。その後、契約をキャンセルしたが、段ボールは送料を自己負担して返送するように言われた。まだキャンセル料が発生する時期ではないのに、送料を負担する必要があるの?

A キャンセルに伴う段ボールの引き取り費用については、トラブルになることが多いです。引越をキャンセルした時点で、段ボールを既に受け取り、見積書に記載されている場合は、負担することがあります。その場合は、受け取った段ボールは送料を負担して事業者に送り返すか、買い取るかのいずれかになります。買い取る場合は事業者が段ボールの単価を確認してください。事業者を決めかねている時には、安易に段ボールを受け取らない方がよいでしょう。不明な点がある場合や困った時は、消費生活センターへご相談ください。

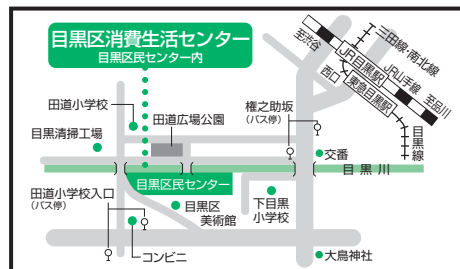


めぐニャンからのアドバイス

消費者と事業者の間の引越トラブルを防ぐためのルールとして、国土交通省告示の標準引越運送約款が定められています。標準約款では、消費者側の都合による解約・延期は、引越前々日の場合は見積書に記載した運賃の20%以内、前日は30%以内、当日の場合は50%以内の手数料が請求できるとされています。最近では引越業者を選ぶ際に、ネットの「価格比較サイト」、「一括見積りサイト」などを利用し、料金の安い事業者に依頼する人が増えています。ただし料金の安さだけで事業者を選ぶと、「引越当日に見積り料金以外の追加料金が発生した」、「引越が時間通りに行われなかった」、「荷物の破損等があっても対応してもらえなかった」などのトラブルに巻き込まれることもあります。契約時には事業者の説明を求め、約款や見積書、料金の内訳等を十分に確認することが大切です。

シグナル102号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)
〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297



目黒区 消費生活

検索

メールマガジンを配信しています。